

**平成 25 年度酪農経営安定対策補完事業  
(牛群検定システム高度化支援事業)Q&A  
—平成 25 年6月 27 日版—**

**(Q 1) 本事業は、いつから補助の対象になりますか？**

(答) 平成 25 年 4 月 1 日付けで「平成 2 5 年度畜産業振興事業の補助金交付決定前着手届」を提出していただいておりますので、平成 25 年 4 月 1 日から対象となります。

**(Q 2) 本事業は、「乳質向上対策」と「生産効率向上対策」のどちらか一方でも取り組めますか？**

(答) 取り組めます。

**(Q 3) 実施要領は、どういう場合に作成する必要があるのでしょうか？**

(答) 事業実施主体から検定組合等へ補助金を交付する場合は、実施要領を事前に作成していただき、あらかじめ都道府県知事と協議の上、農畜産業振興機構理事長の承認を受ける必要があります。

**(Q 4) 実施要綱第 2 の 1 の ( 1 ) の生乳品質改善計画の策定とは具体的に何を作成するのでしょうか？**

(答) 留意事項の別紙様式 5 の「生乳品質改善計画」を作成・保管して下さい。MUNに関するデータ収集分析を予定する検定組合等名、農家戸数や対象頭数、分析先等を記入して作成してください。

**(Q 5) 実施要綱第 2 の 2 の ( 1 ) の飼養管理改善計画の策定とは具体的に何を作成するのでしょうか？**

(答) 留意事項の別紙様式 5 の「飼養管理改善計画」を作成・保管して下さい。BCS 等に関するデータ収集及び調査結果を踏まえた技術指導を予定する検定組合等名、農家戸数や対象頭数、改善内容等を記入して作成してください。

**(Q 6) 純タンパク含量のデータ収集について、具体的には何が対象となるのでしょうか？**

(答) 基本的にはMUNのデータを収集するための検査料<sup>1</sup>が対象となります。ただし、収集データの有効活用を図るために必要な調査経費<sup>2</sup>も対象とします。検査料<sup>1</sup>と調査経費<sup>2</sup>の両方を同時に対象とすることは

できません。どちらかを一方を選択してください。

検査料<sup>1</sup>: ①検査結果及び検査に要する経費を確認できる証拠書類を保管していただくことが条件です。

②検査項目にMUNが入っていることが必要となります。MUNが検査項目にない場合は、対象となりません。

③事業実施主体が自ら乳成分検査業務を行っている場合及び同じ検定組合内の農家にもかかわらず検査先が異なる場合等は、道府県ごとに実情が違いますので、個別にご相談ください。

調査経費<sup>2</sup>: ①対象となる範囲は調査費、調査旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費です。MUNのサンプル収集のための経費は含まれません)

(3 留意事項 第2の3の(2) ア～オを参考にしてください)

②本調査に要する経費を確認できる証拠書類を保管していただくことが条件です。

③道府県ごとに実情が違いますので、個別にご相談ください。

#### **(Q7) ロボット搾乳についてはどのようにしたらよいのでしょうか？**

(答) ロボット搾乳では検体が多くなりますが、検査を行った検体はすべて対象となります。

#### **(Q8) 配合飼料価格安定制度加入に関して、24年度と25年度と両方加入していない場合はどうなのでしょう？**

(答) この場合は、25年度に加入していなくても補助の対象となります。前年まで加入していた方が辞めた場合は、補助の対象にはなりません。24年度加入者が25年度に加入していれば問題ありません。詳しくは、「配合資料価格安定制度への加入状況による補助事業有資格者判定表」を参照してください。

#### **(Q9) 農協の公用車を利用して農家指導を行った場合、その経費は補助の対象になりますか？**

(答) 補助の対象にはなりません。

#### **(Q10) 農協の職員に支払う調査費及び収集費は補助対象になりますか？**

(答) 1 生産効率向上対策のBCSのデータ収集及び遺伝的能力向上対策のサンプル収集は対象になりますが、農協勤務時間ではないことが条件です。農協からの給与と補助金は重複して支給できません。  
2 乳質向上対策、生産効率向上対策、遺伝的能力向上対策ともに農

協の職員の方の指導費は対象になりません。農協の指導か補助事業の指導か仕分けが難しいためです。

**(Q11) 生産効率向上対策のBCS等のデータ収集に関して具体的にどのような方法を用いたらよいのでしょうか？**

(答) 一般的に用いられているUV法によるBCSだけでなく、簡易的に、削瘦(2)、普通(3)、過肥(4)の3段階で判断する簡易BCSやルーメンスコア等も対象となります。なお、その他の手法で実施したい場合には個別にご相談ください(体重の計測のみの場合は対象になりません)。

**(Q12) 経費に係る消費税相当額は補助対象になりますか？**

(答) 法人の性格及び課税売上高等により異なります。

1 消費税相当額の全部又は一部を控除して申請する者

ア 営利法人等(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、個人等)

イ 公共法人等(社団、財団、地方公共団体、特殊法人、人格なき社団(任意団体)等)であって特定収入割合が5%以下の者

2 消費税相当額を含めて補助金を申請できる者

ア 免税事業者(前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下)

イ 簡易課税制度を適用する事業者

ウ 公共法人等(社団、財団、地方公共団体、特殊法人、人格なき社団(任意団体)等)であって特定収入割合が5%超の者

詳細は「別添指定助成対象事業における消費税相当額の確認に当たって」をご確認ください。

**(Q13) 経費の積算はどのように行えば良いですか？**

(答) 資料「平成25年度酪農経営安定対策補完事業(牛群検定システム高度化支援事業)実施にあたっての留意事項ー平成25年6月11日版ー」及び「畜産業振興事業に係る推進事務費の標準的使用基準について」を参考に算出してください。

**(Q14) 取りまとめ賃金を申請する際、どのような書類を整備すれば良いですか？**

(答) 業務日誌、出勤簿等を作成、整備し、保管してください。

**(Q15) 農業高校、畜産センターは補助対象となりますか？**

(答) 対象となりません。

**(Q16) 調査旅費は牛群検定事業と補助事業を仕分けるのでしょうか？**

(答) 「牛群検定と補助事業における調査との整理について(参考例)」をご参考に、牛群検定と補助事業(複数の補助事業がある場合は、だぶらないように)の仕分けをお願いいたします。

**(Q17) 調査旅費は月ごとにまとめることができますか？**

(答) 望ましくありません。「牛群検定と補助事業における調査との整理について(参考例)」をご参考に、農家に出向いた牛群検定と補助事業(複数の補助事業がある場合は、だぶらないように)の仕分けをお願いいたします。

**(Q18) 実施見込みは、「乳質向上対策」と「生産効率向上対策」を実施する予定で提出し、限度額を受け取りました。交付申請も「乳質向上対策」と「生産効率向上対策」を実施する計画で交付決定を受けました。ところが、「生産効率向上対策」の実績が計画を下回った場合、「生産効率向上対策」に配分された補助金を「乳質向上対策」に充当することはできますか？**

(答) 本事業では配合飼料価格の高騰への対応として「生産効率向上対策」、つまりBCSの普及を推進しているため、限度額の配分については「生産効率向上対策」を実施する計画に対し、若干重みをつけています。そのため、「生産効率向上対策」実績が計画を下回り、「生産効率向上対策」に配分された補助金を「乳質向上対策」に充当する場合には実績報告の際に「事情説明書」の提出をお願いすることとなりますが、その内容については当機構で精査させていただきます。

**(Q19) 6月7日までに提出した実施見込みは、「乳質向上対策」及び「生産効率向上対策」のみなのでしょうか？**

(答) 拡充部分である「遺伝的能力向上対策」については、全国説明会(6月11日実施)後に、実施見込みの提出をお願いする予定です。

**(Q20) 「遺伝的能力向上対策」の未經産牛とは具体的にどういう牛が対象となりますか？**

(答) おおむね生後24カ月月齢までの分娩をしていない雌牛を本事業に

おける未経産牛と定義します。

**(Q21) 「遺伝的能力向上対策」の収集と、既存事業（「乳質向上対策」及び「生産効率向上対策」）の調査は同時に行えますか？**

(答) 「遺伝的能力向上対策」の収集費及び旅費は、「遺伝的能力向上対策」単独で実施した場合のみが補助対象となります。既存事業と同時に実施した場合には、「遺伝的能力向上対策」での収集費及び旅費は対象となりません。

**(Q22) 交付決定後に、既存事業（「乳質向上対策」及び「生産効率向上対策」）と「遺伝的能力向上対策」の流用はできますか？**

(答) できません。

**(Q23) 「遺伝的能力向上対策」のサンプル収集は、検定員が実施できるのですか？なにか特別な要件が必要ですか？**

(答) サンプル収集を行うための特別な要件はなく、検定員が実施できます。

(社) 日本ホルスタイン登録協会から示される「SNP 検査用の毛根サンプル採取方法」に従って、サンプル採取を行ってください。

**(Q24) 「遺伝的能力向上対策」の収集用具費は具体的にどのようなものが補助対象となりますか？**

(答) 毛根を引き抜くためのペンチ等です。

**(Q25) SNP 検査の請求書及び領収書の発行機関はどこですか？**

(答) SNP 検査の申込み及び請求・領収書の発行は、登録機関である日本ホルスタイン登録協会の各県支部・承認団体が行います。

なお、サンプルの送付先は分析機関である家畜改良事業団の家畜改良技術研究所（群馬県前橋市）です。

**(Q26) SNP 検査の評価結果が年度内に得られない場合、指導費を補助対象経費に計上することはできますか？**

(答) 年度内に SNP 検査の結果が得られない場合は、評価結果に基づく指導は困難なため、指導費を補助対象経費として計上することはできません。なお、指導が年度内にできない場合であっても検査料については補助対象といたします。

**(Q27) 「遺伝的能力向上対策」において、サンプル収集及び検査を行わず、勉強会のみを実施することは可能ですか？**

(答) 県域のいずれかの検定組合等がゲノミック評価を実施する場合は、他の検定組合等単体でサンプル収集及び検査を行わなくても、勉強会の開催経費については補助対象といたします。

**(Q28) 「遺伝的能力向上対策」の勉強会について、参加者の旅費を補助対象とすることはできますか？**

(答) 勉強会参加者（生産者等）の旅費については、補助対象経費とすることはできません。

**(Q29) SNP 検査において、何らかの原因によって判定率が 90%以下となり、検査結果が得られなかった場合、検査費用は補助対象となりますか。**

(答) SNP 検査用のサンプル採取を行い、検査機関に検査を依頼したにもかかわらず、何らかの要因によって当該サンプルから検査結果が得られなかった場合であっても、検査の申込書、検査の領収書等の証拠書類があれば、補助対象とします。

なお、検査機関等から返信される検査結果が得られなかった旨の文書についても保管して頂きますようお願いいたします。